

1. 農林水産業・地域の活力創造プランに基づく主な施策のフォローアップ

- ① 農地バンクによる農地の集積・集約化・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
- ② 生産資材及び農産物流通・加工の構造改革・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2
- ③ スマート農業の現場実装の加速化・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3
- ④ 農泊の更なる推進・・ 4
- ⑤ ズビエの利用拡大・・ 5
- ⑥ 森林・林業政策改革の推進・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 6
- ⑦ 水産政策改革の推進・・ 7

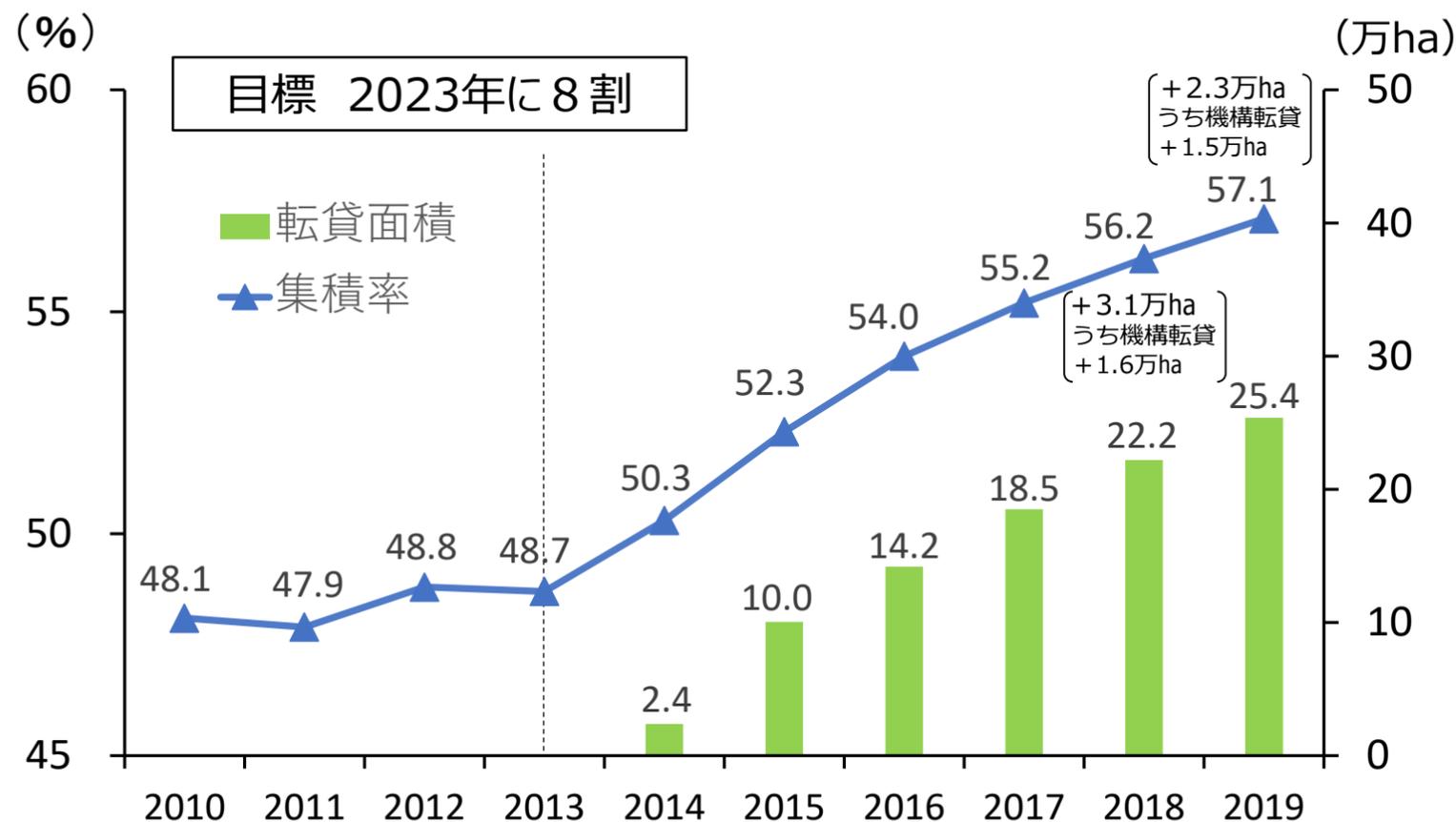
2. 新たな政策課題

- ① 農林水産物・食品の新たな輸出目標に向けた施策の抜本的強化・・・・・・・・・・・・ 8
- ② 新たな畜舎等の建築基準・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 9
- ③ 新たな農村政策の展開・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 10

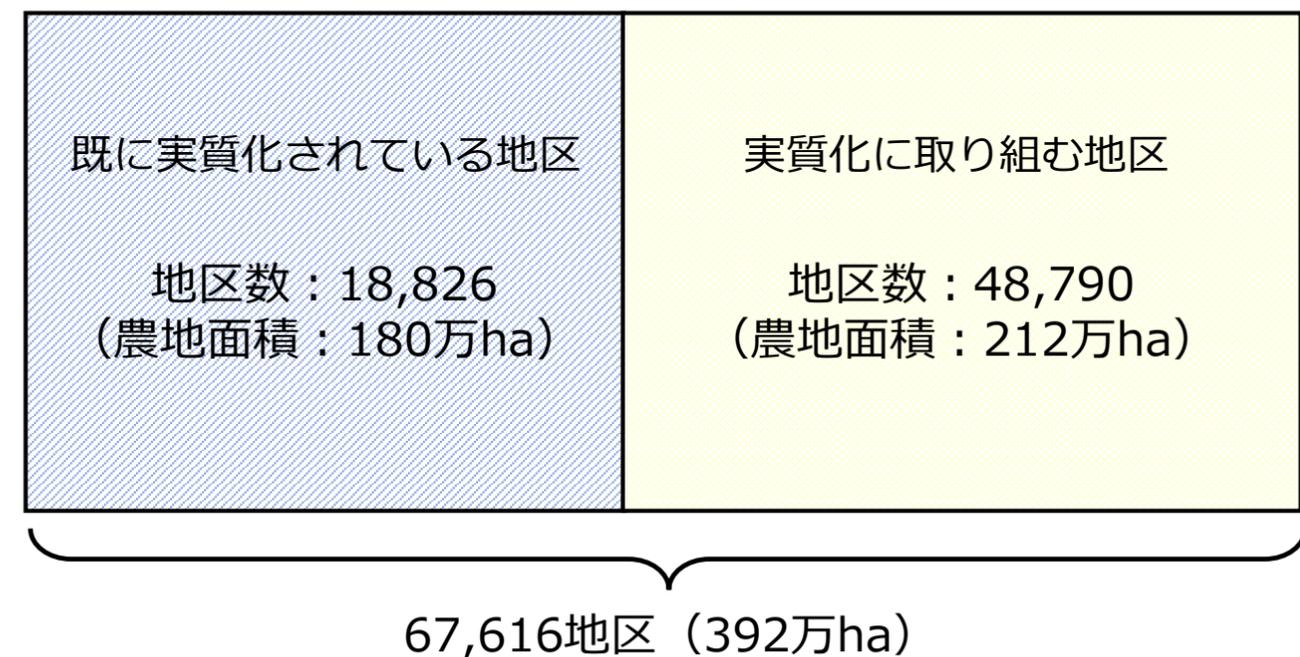
農地バンクによる農地の集積・集約化

- 農地バンクを創設した2014年以降、担い手への農地集積は上昇。**2019年度は2.3万ha増加し、そのシェアは57.1%となった。**
- 農地集積・集約の加速化に向けた地域農業の点検の取組である**人・農地プラン（地域農業の将来の設計図）の実質化**については、既に実質化されている地区が**18,826地区**、工程表を作成して実質化に取り組む地区が**48,790地区**となった。

- **全耕地面積に占める担い手の利用面積のシェア**
- **農地バンクの取扱実績（転貸面積）**



- **人・農地プラン実質化の取組状況**



(注) 人・農地プラン実質化の取組状況における農地面積は、市町村の報告ベースであり、耕地及び作付面積統計による耕地面積とは必ずしも一致しない。

対応方針

- 改正農地中間管理事業法（2020年4月完全施行）に基づき、**地域の関係者一体で、2020年度に人・農地プランの実質化を話し合いにより集中的に推進し、実質化されたプランを核に担い手への農地の集積・集約化の具体化を順次進める。**

生産資材及び農産物流通・加工の構造改革

農業競争力強化プログラムに基づく取組

【農業競争力強化プログラム】

農業者が自由に経営展開できる環境の整備、農業者の努力では解決できない構造的な問題の解決に向けた施策を示す。

- ・ 生産資材価格の引下げ、流通・加工の構造改革 等

【農業競争力強化プログラムに基づく法案の状況】

- 農業競争力強化支援法（2017年8月施行）
 - ・ 農業資材事業や農産物流通・加工事業の事業再編等を促進。
- 食品流通構造改革法（2018年6月成立）
 - ・ 食品流通の合理化(物流の効率化、IT活用など)を推進するとともに、卸売市場に関する法規制については実態に合わせて改革。
- 農薬取締法改正法（2018年12月施行）
 - ・ 農薬の安全性の向上を図るため、国際的動向等を踏まえ、同一の有効成分を含む農薬の安全性等を定期的に再評価する制度を導入。
- 肥料取締法改正法（2019年12月成立）
 - ・ 土づくりに役立つ堆肥等の活用とともに、現場のニーズに応じた柔軟な肥料生産が進むよう、配合ルールの緩和や原料管理制度の導入を措置。

農協改革

- 政府・与党取りまとめ（2014年6月）
 - ・ 単位農協は、農産物の有利販売と生産資材の有利調達に最重点を置いて事業運営を実施。
 - ・ 全農は、単位農協の有利販売に資するよう、大口実需者との安定取引関係を構築。
- 農協法改正法（2016年4月施行）
 - ・ 農協は、事業活動による利益を農業者等へ還元。

農業資材価格の引下げ

- 肥料：全農は、一般高度化成肥料等について、約550銘柄を25銘柄へ集約。従来より約1～3割の価格引下げを実現
- 農業機械：全農は、機能を絞り込んだ**低価格大型トラクター**を供給開始。標準モデルより約2～3割程度の引下げを実現

生産資材に係る制度見直し

- 農業競争力強化支援法の**対象事業に、以下を追加（2020.4～）**。
 - ・ 農業資材の卸売・小売事業（事業再編）
 - ・ 農業用ソフトウェア作成事業、農業用機械の利用促進に資する事業（事業参入）

農産物流通・加工の合理化

- 食品等流通法(2018.10施行)に基づき、食品等流通合理化計画を80件認定(2020.4現在)。
- 改正卸売市場法の施行に向け、各卸売市場において取引ルール等を決定。

事業再編・参入の促進

- 23件の事業再編計画(資材:6、流通:17)、2件の事業参入計画を認定(2020.5)
 - 【事業再編】・(株)今里食品がシマダヤ(株)のデリカ・調理麺事業を譲受け(2019.9)
 - 【事業参入】・(株)ルートレック・ネットワークスがパイプハウス向け養液土耕自動化システムの製造・販売に参入(2020.5)

JAグループの自己改革の推進

- 各地の農協が創意工夫ある取組を実践し、**多くの実績・成果**が積み上がっている。
 - ・ 某JAでは、サツマイモのリレー出荷等により、**農家1戸あたり所得の40%増**を実現。
- 全農の直接販売は確実に増加、直接販売に資する広域出荷施設の整備も促進。
- 農協経営の持続性確保のため、農協は、目標利益を設定し、事業・経営上の課題を洗い出すとともに、業務・事務の効率化等に取り組む。

スマート農業の現場実装の加速化

- 先端技術を生産現場に導入し、経営効果を明らかにするスマート農業実証プロジェクトを2019年から実施。
- 今後、スマート農業の効果を分析し、現場に横展開を図るとともに、更なる課題の克服に総合的に取り組み、**現場実装の加速化を推進。**

<これまでの取組>

- 先端技術を生産現場に導入し、経営効果を明らかにする**スマート農業実証プロジェクトを2019年から実施。**

2019年（H30補正+R元当初）

- ・69地区でスタート

2020年（R元補正+R2当初）

- ・52地区を追加
(棚田・中山間や被災地、畜産・園芸等を追加)

2020年 緊急経済対策（R2補正）

- ・24地区で緊急実施
(人手不足が深刻化した品目・地域、農業高校等連携)

スマート農業技術

営農管理

アシストスーツ

ドローン



ロボットトラクタ

自動水管理

自動収穫機



<推進上の課題>

- 作業の省力化や負担の軽減、熟練者でなくても高度な営農が可能となるなど、**スマート農業の効果が実感される一方、以下のような課題が明らかに。**

①導入初期コストが高い



②インフラ面での整備が不十分



③スマート農機の学習機会が不十分



<今後の対応方向>

①導入コストの低減

- 実証で得られたデータを分析し、農業者が**スマート農業を実践する際の参考となるよう情報提供を実施。**
- リース・レンタル・シェアリングなど**新たな農業支援サービスを創出。**

②実践環境の整備

- 自動走行に適した農地整備など**スマート農業に対応した農業農村整備を展開。**

③学習機会の確保

- 農業高校・農業大学校等への研修用農業機械・設備の導入など**スマート農業教育を充実。**

等

スマート農業を加速化するための「**スマート農業推進総合パッケージ（仮称）**」を検討し、関係者と連携し、実施できるものから速やかに実施する。

農泊の更なる推進に向けた取組

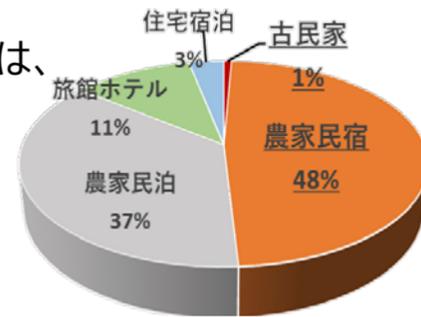
- 活力創造プランにおいて、令和2年（2020）までに「**農泊地区を500地区創設**」と位置付け、本年4月までに**535地区**を採択
- これまでの取組で、宿泊者、体験プログラム、食事メニュー数は増加。一方、**農泊特有のサービスを楽しんでもらう仕組み作りが課題**
- 今後は、農家民宿や古民家など「**農泊**」らしい**宿泊施設の充実**や、地元食材の利用促進、農山漁村の景観等多様な地域資源を活用した**農泊コンテンツの充実**、**利用者の利便性の向上**、**農泊推進体制の強化**を進め、農泊地域の質を一層向上

農泊の現状と課題

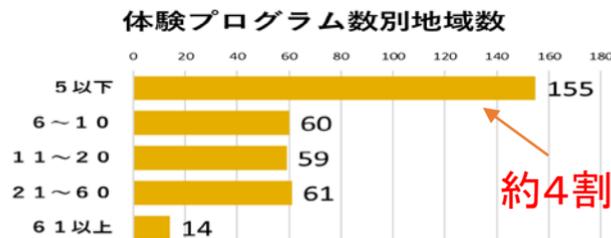
①平成29～令和2年度（4月）までに535地区を採択し、今後とも着実に農泊の取組を進めていく。

以下、平成30年度までに採択した349地域においては、

②宿泊施設6,518のうち、古民家、農家民宿等は約5割になっている。



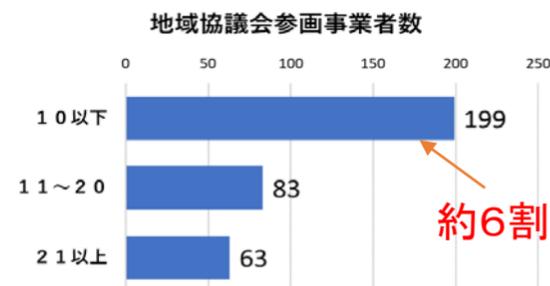
③地元の食材を活用した食事メニューを開発した地域は約7割に留まっており、体験プログラム数が5以下の地域は約4割を占める。



④オンライン予約サイト(OTA)に登録している宿泊施設のある地域は約2割に留まり、Wi-Fi、洋式トイレ、キャッシュレス決済への対応が可能な地域は約6割に留まっている。

Wi-Fi、洋式トイレ、キャッシュレス決済 対応可能地域
H29:82 → H30:237地域

⑤地域協議会に参画する事業者数10以下の地域は約6割を占め、地域内の限られた主体により実施されている状況。



今後の取組

① コンテンツの質の向上・量の拡大

「農泊」らしい宿泊施設の充実

- ・農家民宿や古民家等の整備、**農家民泊の農家民宿への転換等により、個人旅行者のニーズに対応した農山漁村地域らしい魅力ある宿泊施設数を増加**



古民家を活用した宿泊施設
(京都府南丹市)

農泊コンテンツの充実

- ・**地元食材の利用増進により生産拡大とリンク**
- ・**農村景観や多様な地域資源（歴史遺産等）を活用した新たなコンテンツ開発**
- ・特に漁村においては、**漁港ストックを最大限活用して「渚泊」を推進**



地域の食材を活用したメニュー開発



(馬瀬地方)



(伊根町)

美しい農村山漁村の景観

② 利用者の利便性向上

- ・民間代行サービスを活用して**宿泊施設等のOTAサイトを整備**
- ・Wi-Fi、多言語対応等の**インバウンド受入環境整備**を実施
- ・日本政府観光局等との連携による**海外向けプロモーション**実施

③ 農泊推進体制の強化

- ・農泊コンテンツの充実を通じて、**幅広い主体が参画する体制を構築**
- ・海、山等の**複数地域の連携による実施体制の面的拡大**
- ・様々な課題に対応した**専門家派遣や経営人材セミナー**を実施

ジビエ利用拡大に向けた取組

- ジビエについては、**外食産業での利用の拡大・定着**や、**ペットフードなどの新用途の開拓**により、**これまで着実に利用量が増加**している。
- この流れを更に進めるため、**利用可能な個体のフル活用**等により、ジビエ利用量を増加させ、令和元年度の水準から**令和7年度までに倍増（4千トン）**させることを目標とする。
- 目標達成に向け、**需要開拓**や**国産認証制度の普及**を図るとともに、**人材育成**や**モデル地区の取組の横展開**を進めるなど**安全・安心なジビエの供給体制の整備**を推進する。併せて、利用者向け**産地情報のネットワーク化**に取り組む。

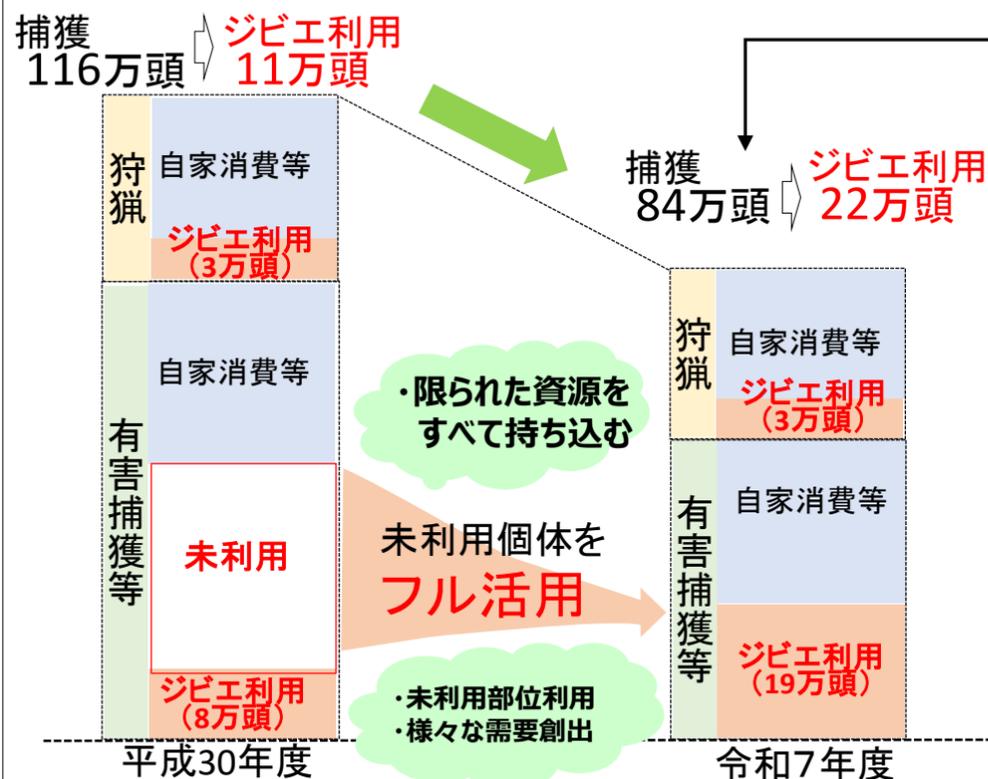


【持続可能なジビエ利用の将来像】

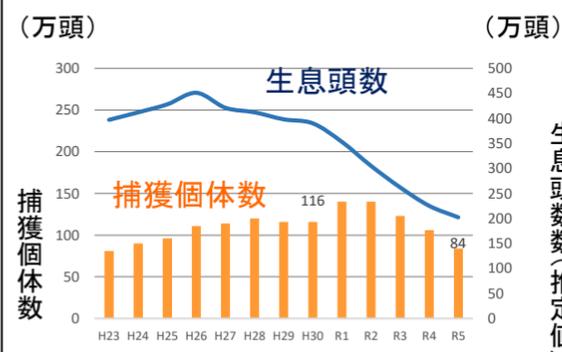
- 限られた資源を**すべて持ち込む**
- 使える部位は**全て活用**
- 出口としての**多様な需要を創出**

○ 個体数半減目標

- ・鳥獣被害防止のため、野生個体数を令和5年度までに半減する目標
- ・目標達成後は、84万頭以下の捕獲頭数となる見込み



捕獲個体数・生息頭数の推移(見込み)



■ 今後の主な展開方向

① 全頭搬入

- ・ジビエカー等による**広域集荷体制**の整備
- ・ジビエハンター育成、OJT研修による**人材の育成**
- ・**未利用地域の開拓**

② 未利用部位の活用

- ・**歩留まりの向上（ウデ・スネなどの利用）**

〔 全国3地区10施設でウデ・スネなどの**未利用部位を集約・加工**して、**外食産業などに提供する実証を開始** 〕

- ・**外食産業**への安定供給

③ ペットフード利用等

- ・**ペットフード**の活用促進

④ ICT、その他

- ・捕獲～流通**情報ネットワーク**の推進

〔 全国4地区で**捕獲～流通情報を共有するシステムの実証を開始** 〕

- ・ECサイトを活用した**新規購買層の拡大**

- ・**国産ジビエ認証**、HACCP対応

森林・林業政策改革の推進

- 森林経営管理制度により、**森林の経営管理の集積・集約を推進**するとともに、本年4月から開始した国有林の**樹木採取権制度について、パイロット的に区域を順次指定**。また、今国会で改正した森林組合法に基づき、**森林組合の経営基盤を強化**。
- 昨年策定した「林業イノベーション現場実装推進プログラム」に基づき、林内作業を遠隔・自動で行う林業機械の開発など、**新技術を活用した「林業イノベーション」の推進**。また、生産流通構造改革を促進しつつ、**木質建築資材の普及や木材製品の輸出**を推進。

<これまでの取組>

<今後の対応方向>

効率的・安定的な生産体制の整備

【民有林（森林経営管理制度）】

- 地域林政アドバイザー制度の推進
- 経営管理意向調査等を約8割の市町村で実施

【国有林（樹木採取権制度）】

- ガイドラインを公表

森林組合の経営基盤の強化

- 今通常国会で森林組合法を改正（来年4月から施行予定）

スマート林業等の新たな取組の推進

【スマート林業（林業イノベーション）】

- 昨年12月に「林業イノベーション現場実装推進プログラム」を策定

木材需要の拡大

- 効率的なサプライチェーンの構築
- CLT等木質建築資材の開発・普及等
- 海外での日本産木材のPR等

- 市町村を支援する**技術者の育成**（2023年度までに1,000人を育成）
- 全国の**先進事例の収集・横展開**

- 全国で**10箇所程度をパイロット的に指定**（面積200～300ha程度、期間10年程度）
- 大規模なものも含め**新規需要開拓に取り組む事業者の動向等を把握**

- 2021年度の法施行に向け、政省令、監督指針等の整備や制度の周知
- 林業経営を担う**人材育成**や運用面での積極的な指導等を実施

- 森林資源・境界情報の**デジタル化等に必要な仕様・情報基盤**を整備
- **労働安全の向上**にも資する伐採作業等を遠隔・自動で行う**機械の開発を推進**
また、実用化に合わせ**安全性ガイドラインについて検討・策定**
- 新技術の普及に向け**普及指導員への研修等**を実施

- サプライチェーンマネジメント（SCM）推進フォーラムの**全国展開**
- 経済界とも連携し、都市部における**CLT等木質建築資材の利用拡大**を推進
- **高付加価値木材製品の輸出**を推進

水産政策改革の推進

- 水産資源の適切な管理と水産業の成長産業化を両立させ、漁業者の所得向上と年齢バランスの取れた漁業就業構造を確立することを目指し、**水産政策の改革**を実施。
- 平成30年12月成立の改正漁業法の年内施行に向け、**新たな資源管理システムや漁業生産に関する制度の円滑な導入**を図るほか、**漁獲証明に係る法制度の整備等**に取り組む。

<これまでの取組>

資源管理

- 改正漁業法により、以下のシステム等を措置
 - ・ 最大持続生産量（MSY）の達成を目標として資源を管理することとし、その資源管理手法は漁獲可能量による管理を基本とする（漁獲量の管理は漁獲割当てによる管理を基本とする）新たな資源管理システムを構築
- 電子的情報収集体制の構築を開始
また、スマート水産業の推進に向けた産官学の研究会を開催し、提言を取りまとめ

漁業・養殖

- 高性能で居住性に優れた漁船の導入等による収益性向上の実証の取組を支援
- 新たな漁業権制度の運用ガイドラインを策定
- 生産から販売・輸出に至る養殖総合戦略や養殖経営体の成長に繋がる融資の円滑化を促す事業性評価ガイドラインを策定

水産物の流通・加工

- 漁獲証明制度に関する検討会を開催
- 水産バリューチェーン事業（作業の自動化、商品の高付加価値化に取り組む「水産バリューチェーン産地」の構築など、バリューチェーン全体での生産性向上や輸出拡大を支援）を実施

<今後の対応方向>

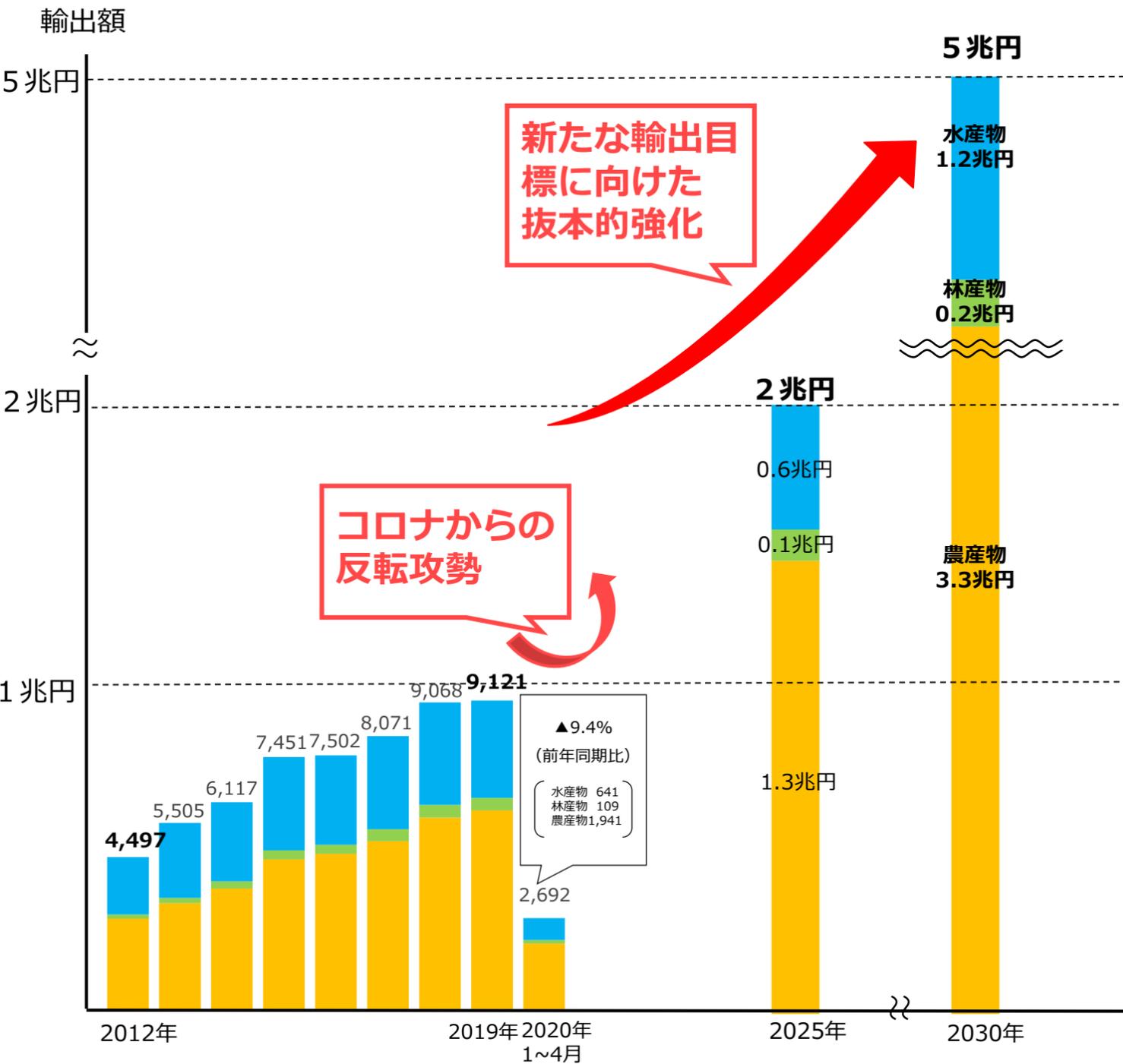
- 新たな資源管理を推進するため**ロードマップを作成**
漁獲量を10年前と同程度までの回復を目指す（令和12年444万トン）
- 資源評価対象魚種を**200種程度に拡大**。漁獲量ベースで**8割のTAC管理**を実現
- 大臣許可漁業に**IQ管理**を導入
- **漁業収入安定対策の機能強化・法制化の検討**を進める
- **スマート水産業**の取組として、漁協・産地市場から**水揚げデータを収集**する等の**電子的情報収集体制を構築**し、資源調査・評価を充実

- 漁場を**適切かつ有効に活用**している**漁業者の漁場利用を確保**するとともに、より漁場の活用が進むよう**協業化及び新規参入を含めた水面の総合利用を推進**
- 海洋状況表示システム「海しる」を活用し、**赤潮や漁業権等の情報をマップ化**する
- **IQ管理の導入**が進んだ漁業は船舶規模に係る規制を見直し
- **低コスト飼料**の開発、**大規模沖合養殖システム**の導入等養殖振興の取組や漁業人材の育成を推進
- **密漁への罰則を強化**するなど違法漁獲の防止を図る

- トレーサビリティの出発点である**漁獲証明制度に係る法制度の整備**を進める
- 水産物等の**取引適正化に係るガイドライン**を策定し、健全な取引環境を整備
- AI、ICT、ロボット等の活用により、**荷さばき、加工現場の自動化・低コスト化、高鮮度維持技術、トレーサビリティ導入**等を通じて、情報流と物流を効率化し**高付加価値化を実現**

農林水産物・食品の新たな輸出目標に向けた施策の抜本的強化

農林水産物・食品の輸出実績と 新たな輸出目標



財務省「貿易統計」を基に農林水産省作成

※農林水産物由来の新たな加工品及び少額貨物（1ロット20万円以下）を新たに輸出額のカウントに追加（上図の内訳には含まれない）

1. 新型コロナウイルスの影響からの反転攻勢

- (1) 輸出商流の維持・確保
- (2) 新型コロナウイルスのまん延を機に生じている行動変容への迅速な対応

2. 新たな輸出目標に向けた施策の抜本的強化

- (1) 生産から輸出までの各段階の取組強化
 - ・輸出を牽引する商社等のビジネス支援の強化
 - ・国内生産基盤の強化
 （輸出向けグローバル産地づくり、和牛・果物等の増産、茶の有機栽培の強化、スマート農業等による低コスト生産 など）
 - ・付加価値の高い輸出のための食品加工業の体制強化 など
 （HACCP等対応施設の拡大、産地と食品産業の連携、輸出に新たに取り組む事業者へのリスクマネーの供給）
- (2) 輸出先国の規制への対応強化
 相手国との交渉や国内対応の加速化
 中国向け規制緩和を最優先とし、政府全体で取組強化
- (3) 輸出先国向け販売戦略の強化等
 JFOODOによる海外市場分析の強化、JETRO、在外公館と連携した現地事業者とのネットワークの構築の強化
- (4) 輸出拡大に資するニュービジネスの推進
 グローバル・フードバリューチェーンの構築を通じた輸出拡大に資する海外展開の促進

新たな畜舎等の建築基準

- 昨年6月の規制改革実施計画において、**畜舎を建築基準法の適用対象から除外する特別法**について検討し（令和2年上期まで）、これを踏まえ所要の法律案を整備する（令和3年上期）こととされたところ。
- これを受け、「新たな畜舎建築基準等の在り方に関する検討委員会」を本年2月に立ち上げ、**5月に中間取りまとめを実施**。
- 中間取りまとめを踏まえ、**令和2年度中に**、特別法について検討し、**所要の法律案を整備**。

中間取りまとめの概要

- 新制度は国際競争力強化に向けて畜産振興及び建築・経営コスト削減の観点から位置付け、一定の安全性を確保した上で**建築基準法の特例として措置**。
- 新築・増改築の際に、**畜産農家が、「新制度による基準」又は「建築基準法による従来の基準」を選択可能**。

○ 新制度による基準等

(対象) **市街化区域と用途地域等を除いた地域**に建築士の設計に基づき建築される**平屋の畜舎及びその関連施設（たい肥舎及び搾乳施設）**

(手続) ・畜産農家が作成した畜舎の利用に関する計画及び設計に関する計画について、内容がソフト基準及びハード基準を満たしているか、行政が確認

・**ハード基準の確認手続**について、**一定の基準を満たすものは除外**するなど手続等の簡素化

(確認が不要となる面積(建築基準法では木造500㎡、その他200㎡)の大幅な引上げ)

(基準) 畜産農家が下記の**【A基準】又は【B基準】のどちらかを選択できる仕組み**

		【A基準】	【B基準】
ソフト基準 (利用上の基準)	畜産振興の観点	<ul style="list-style-type: none"> 作業効率化に関する計画 作業人員の減少の見込み 等 	同左
	安全面の観点	<ul style="list-style-type: none"> 滞在密度の規制 避難路の確保 等 } 簡易な基準	<ul style="list-style-type: none"> 作業効率化による畜舎内滞在時間の削減等を十分加味した滞在密度の規制 避難手順の明確化等の確実な避難路の確保 避難に時間がかかる場合の避難スペースの確保 等
ハード基準 (構造上の基準)		建築基準法に準じたハード基準 (※1、2) ※1:当初は現行と同程度のもの(震度6強から7に達する程度の地震では倒壊しない基準を想定) ※2:今後、技術的な検討(実物実験等)を踏まえた上で緩和を検討	緩和されたハード基準 (※3) ※3:例えば、震度5強程度の地震では倒壊しないが、震度6強から7に達する程度の地震では倒壊するおそれを否定できない基準を想定

新たな農村政策の展開

- 農村、特に中山間地域では、少子高齢化・人口減少が都市に先駆けて進行している一方で、「田園回帰」による人の流れが全国的な広がりを持ちながら継続しているなど、農村の持つ価値や魅力が国内外で再評価されている。
- 今後、食料・農業・農村基本計画（令和2年3月31日 閣議決定）を踏まえ、**関係府省、都道府県・市町村、事業者が連携・協働し、施策を総動員**して地域に寄り添っていくことで、「地域政策の総合化」を図っていく。

＜新たな基本計画における
農村振興施策の三本柱＞

(1)
しごと

地域資源を活用した所得と
雇用機会の確保

(2)
くらし

中山間地域等をはじめとする
農村に人が住み続けるための
条件整備

(3)
活力

農村を支える新たな動きや
活力の創出

仕組み

「3つの柱」を継続的に進める
ための関係府省で連携した
仕組みづくり

＜今後の対応方向＞

- 農村政策・土地利用の在り方について、有識者会議を設置

新たな農村政策の在り方検討会

以下の点について、総合的に議論。

- ① 農村の**実態・要望を把握し、課題解決**につなげていく仕組み
- ② 中山間地域等における複合経営等の**多様な農業経営の推進等を通じた所得と雇用機会の確保及び多様なライフスタイルの実現**
- ③ **関係人口を援農・就農につなげていくための支援方策**

長期的な土地利用の在り方検討会

以下の点について、総合的に議論。

- ① 放牧・飼料生産等の少子高齢化・人口減少にも対応した**多様な土地利用方策**
- ② それを**実施する仕組み**